

第百九十六回国会
衆議院

内閣委員会 議 録 第 十 一 号

平成三十年四月十八日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 山際大志郎君

理事 石原 宏高君 理事 谷川 弥一君

理事 中山 展宏君 理事 永岡 桂子君

理事 松野 博一君 理事 阿部 知子君

理事 寺田 学君 理事 佐藤 茂樹君

池田 佳隆君 泉田 裕彦君

大隈 和英君 大西 宏幸君

岡下 昌平君 加藤 鮎子君

金子 俊平君 神谷 昇君

亀岡 偉民君 小寺 裕雄君

古賀 篤君 杉田 水脈君

高木 啓君 武井 俊輔君

長坂 康正君 西田 昭二君

三谷 英弘君 宮路 拓馬君

村井 英樹君 大河原雅子君

篠原 豪君 森山 浩行君

山崎 誠君 稲富 修二君

今井 雅人君 森田 俊和君

濱地 雅一君 濱村 進君

中川 正春君 塩川 鉄也君

浦野 靖人君

国務大臣
(男女共同参画担当)
野田 聖子君

国務大臣
(内閣官房長官)
菅 義偉君

国務大臣
(少子化対策担当)
松山 政司君

国務大臣
(地方創生担当)
梶山 弘志君

国務大臣
(行政改革担当)
越智 隆雄君

内閣府副大臣
法務副大臣
葉梨 康弘君

厚生労働副大臣

内閣府大臣政務官

内閣府大臣政務官

総務大臣政務官

政府特別補佐人

(人事院総裁)

政府参考人

(内閣官房内閣審議官)

政府参考人

(内閣官房内閣審議官)

政府参考人

(内閣官房内閣審議官)

政府参考人

(人事院事務総局職員福祉局長)

政府参考人

(内閣府政策統括官)

政府参考人

(内閣府地方創生推進事務局審議官)

政府参考人

(総務省大臣官房審議官)

政府参考人

(総務省大臣官房審議官)

政府参考人

(法務省大臣官房審議官)

政府参考人

(財務省大臣官房長)

政府参考人

(財務省理財局長)

政府参考人

(文部科学省大臣官房総括審議官)

政府参考人

(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人

(農林水産省大臣官房総括審議官)

政府参考人

(農林水産省大臣官房審議官)

牧原 秀樹君

村井 英樹君

長坂 康正君

山田 修路君

一宮なほみ君

原 邦彰君

高野 修一君

合田 秀樹君

小野田 壮君

村上 敬亮君

堀江 宏之君

横山 均君

佐々木聖子君

矢野 康治君

富山 一成君

中川 健朗君

成田 裕紀君

天羽 隆君

小川 良介君

政府参考人
(国土交通省航空局交通管 飯嶋 康弘君
制部長)

内閣委員会専門員 長谷田晃二君

委員の異動

四月十八日

同日

加藤 鮎子君 宮路 拓馬君

柿沢 未途君 今井 雅人君

補欠選任

宮路 拓馬君

今井 雅人君

補欠選任

加藤 鮎子君

柿沢 未途君

宮路 拓馬君

今井 雅人君

補欠選任

加藤 鮎子君

柿沢 未途君

宮路 拓馬君

今井 雅人君

補欠選任

加藤 鮎子君

柿沢 未途君

宮路 拓馬君

今井 雅人君

補欠選任

加藤 鮎子君

柿沢 未途君

宮路 拓馬君

今井 雅人君

補欠選任

加藤 鮎子君

柿沢 未途君

宮路 拓馬君

今井 雅人君

補欠選任

政治分野における男女共同参画の推進を求める意見書(札幌市議会(第二一〇九号))

政治分野における男女共同参画の推進を求める意見書(北海道函館市議会(第二二一〇号))

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の制定を求める意見書(北海道斜里町議会(第二二一一号))

政治分野における男女共同参画の推進を求める意見書(茨城県牛久市議会(第二二二二号))

政治分野における男女共同参画の推進のため早期の法整備を求める意見書(東京都江東区議会(第二二二三号))

政治分野における男女共同参画の推進を求める意見書(東京都豊島区議会(第二二二四号))

政治分野における男女共同参画の推進を求める意見書(東京都国立市議会(第二二二五号))

政治分野における女性活躍の推進を求める意見書(東京都稲城市議会(第二二二六号))

政治分野における男女共同参画の推進を求める意見書(新潟市議会(第二二二七号))

政治分野における男女共同参画の推進についての意見書(愛知県議会(第二二二八号))

政治分野における男女共同参画の推進を求める意見書(愛知県扶桑町議会(第二二二九号))

政治分野における男女共同参画の推進を求める意見書(大阪府枚方市議会(第二二三〇号))

政治分野における男女共同参画の推進を求める意見書(奈良県議会(第二二二二号))

政治分野における女性の活躍促進を求める意見書(香川県議会(第二二二三号))

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書(福岡市議会(第二二二三号))

「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書(栃木県小山市議会(第二二二四号))

らも、野田総務大臣からも官房長官にお話があつたと思ひます。そもそも、内閣人事局の人事で、菅官房長官も任命権者としてよいお立場だと思ひます。大臣と相談されて幹部人事を決められるわけですから。私は、そこに総合的な調整機能を働かせないこと、これがたがたの内閣をつくるんだと思ひます。

二点目。

同じように、森友、加計学園問題の加計学園問題では、愛媛県から四月の二日に県の職員が出張したときの復命書が出てまいりまして、この復命書のある種同種の内容を文科省、農水省、内閣府にも、あるいは厚労省にもお手渡ししないし何らかの形で届けられたということで、菅官房長官が、四月十日でありましたか、この四省に調査を命じられました。おのおのの省庁から結果が出てまいりましたが、農水省以外はない、見つけれないということでありました。

さて、総合調整機能の観点から、菅官房長官は命令はしました。この後、どうなさるんですか。ばらばらで、農水省からは出てきました。しかし、真偽のほど、これから誰がどのようにこれをきちんと国民に伝えられる形にしていくなか、官房長官に伺ひます。

○菅国務大臣 総理が、更に調査するという話をされて、私から事務の副長官に徹底した調査を命じました。そして、事務の副長官がそれぞれの省庁に指示して、その結果として農水省から出てきたというのが現実であります。そして、他の省庁については、そうしたことはなかったという報告を受けております。

○阿部委員 恐縮ですが、質問をよく聞いていたください。

農水省からは出てきた、他からは出てこなかった、さてこれからどうするんですかと。こつちにありました、こつちはありませんで終わりでないのです。この後の方が私は重要だと思ひます。菅官房長官は、内閣のヘッドクォーターです、中心になる元締めであります。どうなさるのかを伺

いたいのです。

○菅国務大臣 それぞれの役所には大臣がおります。大臣が責任を持って今回も調査をしていただいたわけでありまして、そうしたことについては大臣に、今後何か出てきましたら、更に、それぞれの省庁を所管していますから、そこはしっかりと対応してほしいと思ひます。

○阿部委員 セクハラ問題でも加計問題でも、そうやって大臣が、大臣がということで総合調整機能が果たされないということ、私は菅官房長官にはしっかりと認識していただきたい。

今、内閣の支持率の問題が出ておりますが、私は、これは単に今の政権への不信だけではなくて、政治への不信に結びつくと思ひます。内閣がしっかりとグリップして、事を一つ一つ解決していかなければ、政治は退廃をいたします。

三点目。

私は、せんだつてのこの委員会、玉木雄一郎希望の党の代表に対する総理秘書官のやじの問題を取り上げました。案じていたとおり、今度は自衛隊の統合幕僚の三等空佐が、道で出会つた小西議員に対してまた暴言を發しました。いわゆるシビリアンコントロールが問題になっているさなかにかかると事態に発展していくということは、私は本心に嘆かわしい事態だと思ひます。これも、菅官房長官は、防衛大臣がしかるべく問題だと言っているから、それでよしとなさるのか。

この国の形の根幹はシビリアンコントロールであります。自衛隊の方々が個別に、議員に対して、おまえは国賊であるとかそういうことを言ひ出したら、私は、これは本来の、立法院と、そして嚴重なシビリアンコントロールにあるべき自衛隊の隊員のその態度の問題として、極めて問題と思ひますが、いかがでしょう。

○菅国務大臣 この件につきましては、防衛大臣が陳謝をしているということを知承しています。

また、政府全体として、国家公務員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たつて、全力を挙げ、これ

に専念しなげやらない、このようになっております。

国家公務員は、改めてみずからの職務を認識し、国民の信頼を得られるよう緊張感を持つて職務を遂行してほしいというふうに思ひますし、内閣としてもここは徹底して対応していきたい、このように思ひます。

○阿部委員 いずれの出来事も、たがが緩んでいるんだと思ひます。政治のたがが。たがは誰が締めるかという、内閣官房長官なのであります。

私は、約一年にわたつてこの森友、加計問題がこの場で論じられねばならないことも含めて、きょう、済みません、梶山大臣に質疑の時間がなくなりまして、嘆かわしいと思ひますし、しっかりと野中官房長官に徹つて名官房長官になられるよう期待して、質問を終わります。

○山際委員長 次に、大原原雅子君。

○大原原委員 おはようございます。立憲民主党の大原原雅子でございます。

今、阿部議員から、小西議員への自衛隊中級幹部ですかの方からの暴言問題が取り上げられました。しかも、その発言の内容は、おまえは国民の敵だ。そういう本心にあり得ない発言だと思ひます。

政治家は、いろいろな考え方を持った人たちが集まつて、ここで国民の声をしっかりと国政につなげ、そしてその声でこの国のかじ取りをしていく、そういう役割です。全体の奉仕者と先ほど官房長官は言われましたけれども、特定の考え方のつとらなければ、この国会議員の地位というものを、国民の手で選ばれた、いわゆる選良と言ひれる人たちに對する言葉として、これほどひどい言葉はないと思ひます。

先ほども、嚴重な調査と、これから処分についても考えていくことでしたけれども、その中身が内々でやられるお手盛りの調査や処分であつてはいけないというふうに思ひますので、いまだ、この問題について官房長官から御発言をいただきたいと思ひます。

○菅国務大臣 まず、今回の事案につきまして、あつてはならないことだというふうに思つております。政府としても、そこは重く受けとめて、二度と再びこのようなことがないように取り組んでまいりたいと思ひます。

そして、この事案が発生してから、防衛大臣から私は報告を受けまして、大臣としても徹底してこの事案を重く受けとめて対応するというこの報告も受けております。

まさに議員のおっしゃる通りだと思ひます。

○大原原委員 この問題は、たまたま小西議員だつたから防衛省の人事局に電話をした、そういうことができたんですね。でも、こういうことができなかった場合、もちろんこの地域には警察の方たちがおられて、もちろんこの問題にも集まつてきて、どういふ対応になるのかと見てくださったわけですが、私にはやはり、警察が、この問題、この発言をした自衛官に対して、しっかりとした調査をとるかそういつたことが行われたのかどうか、確認をしたいと思ひますが、これは官房長官に伺つてもいいことなんでしょうか。

お伺ひする人がいませんで、ぜひそこをお答えいただき、普通の対応として、まず防衛省に電話をかけるなどということは普通の人はできません。ですから、警官の対応としてもぜひ求められているものがありますので、その点、お答えをいただきたいと思ひます。

○菅国務大臣 通告を受けておりませんので、私からは用意はしていませんけれども、しかし、そうしたことはあつてはならないことであつて、それは当然、警察官の服務として当然のことをやはり行ふというのが必要だというふうに思ひます。

いずれにしろ、私の方で問合せをしてみたいと思ひます。

○大原原委員 警官の皆さんも大変厳しい環境の中で仕事をいらつしやるわけですが、やはり、その場の市民が痛めつけられている、そんなことはあつてはならないわけなので、そ

う意味では、しっかりと警護の方たちにも、こうした事件が起らないように、更に注意深く警備をしていた方がいいというふうにお願いをさせていただきます。

先ほどもありましたけれども、セクハラ問題で、肝心の国会の議論が非常に薄くなってしまっているんじゃないか、いろいろなことがごちゃごちゃになってきているという現状がありますが、実は、きのう新聞報道で、アメリカでは、ピュリッツ賞、すぐれた報道に与えられる賞で、セクハラ報道でハッシュタグ・ミー・トゥーというああいう運動を広げて、さまざまなセクハラ発言や、さまざまな行動、それから暴力、そういったことに声を上げる女性たちを支援してきた、そういうことが評価されて、ニューヨーク・タイムズなどにこの賞が与えられました。

日本の場合には、けさもセクハラ軽視の深刻さが指摘をされる紙面が躍っておりますし、先ほど阿部議員が指摘されましたように、今回の福田事務次官の問題で、財務省の対応というのは、私は本当にやり方がひど過ぎるというふうに思っております。不適切な調査、そして、任命権者である大臣の発言も、なかなか、何時代の話なのと思うようなところがたくさんございますけれども、官房長官は、この財務省による調査というのは適正だと思っていらいいますでしょうか。

○菅国務大臣 まず、財務省は、当事者である福田次官からの聴取だけでは事実関係の解明が困難であると。そういう中で、調査に当たっては、財務省みずから女性記者を聴取するのではなく、具体的な対応、これは外部の弁護士に委託をし、御協力をいただける方に不利益が生じないよう財務省において責任を持って対応される、このように承知をいたしております。

いずれにしろ、速やかに調査をし、方向性を出すという、事実関係を聴取することが大事だと思います。

○大河原委員 私も公開ヒアリングなどに立ち会

わせていたんですけれども、財務省の担当官が報告をする中身について、トップの事務次官に対する調査なので、部下の自分たちからはなかなかはっきりと物が聞けないんだというようなニュアンス。それは麻生大臣もそうなんですね。

自分の部下だからかばうのは心情としてはわかりますけれども、そこで加害が起っているということが訴えられているわけですから、その加害者に対する配慮というものがまるで見えない。人事院が出している規則の中で、このセクシュアルハラスメントについても適切な方法が示されているわけなんですけれども、私は到底、この財務省の現在の調査のやり方、第三者機関といながらも、関係のある、つまりは、省とその職員を守ってもらうために委託をしている弁護士事務所に頼む、まるで第三者性というものを理解されていないんだというふうに思います。

引き続きこの問題を取り上げるんですが、官房長官のお答えは、今、私にとっても不十分でございます。

次、野田大臣にお願いをしたいんですが、今のことです。

最初、麻生大臣の取上げ方は大変に軽いものでしたけれども、女性活躍そして男女共同参画に責任あるお立場からこれまでも発言をされてきましたけれども、違和感があるというところから、少しづつ、本当におかしいなと思っていらいいますというところが透けて見えるような御発言があります。野田大臣は、この調査について適正だと思いでしうか。

○野田国務大臣 お答えいたします。

セクシュアルハラスメント、セクハラは、女性に対する暴力であり、重大な人権侵害ということであります。現時点では福田事務次官はセクハラ報道を全面否定しているという聞いております。が、ぜひ速やかに調査を実施して、事実を明らかにしてほしいと考えています。

私が調査に違和感を感じると申し上げたのは、セクハラというのは、その被害に遭ったときに、

家族とか友人とか、ましてや職場の上司とか、なかなか告白できない大変つらいものです。専ら女性被害者となります。男性にも若干おられるかもしれませんが、専らやはりセクハラ被害者は女性です。

私自身も、実は二十代のころ、選挙に落ちて、日々活動している中、ほぼ慢性的に、当時はセクハラという言葉がなかったけれども、そういう男性からの性的な高圧的な嫌がらせを受けてきました。落選中というのは、やはり選挙に勝たなければならぬということ、候補者にとつて有権者の人たちというのは上位の人たちです、その人たちからそういうことを言われても、やはりこの仕事のためにということ、我慢せざるを得なかった、自分の苦しい思いが実はあります。

ですから、そのような経験を踏まえて、女性にとつて今般の財務省の調査は、当事者である事務次官の部下である官房長から被害者個人である女性記者に対して協力を求めているものであり、そして財務省が委託した弁護士事務所を窓口としていること、被害者にとつてはいずれも、相手側の、加害をした人の仲間、関係者というふうに通は捉えてしまいます。そういうことから、被害者の立場からすると、二次被害のおそれもある、そういうおそれもある高いハードルではないかと私は思っています。こうした点で私は違和感があるというふうに申し上げた次第です。

いずれにしても、セクハラ問題について一番重要なのは、言うまでもなく、セクハラの実態原則というのを理解していただきたい、その上で、被害者を保護、救済すること、それが一番大切なことであり、その観点を踏まえて財務省には適切に対応していただきたいと望んでいます。

○大河原委員 嫌だな、不快だなというふうに通ったらセクハラということ自体もまだまだ一般に認知をされていない。特に、企業では、男女雇用機会均等法の中にセクハラ対策、十一条にありますが、企業に入っていない、あるいはそういう経験のない方こそ、このセクハラはの感度と

いうのは非常に鈍い。

ちよつと申し上げにくいですが、年配の男性の中には、ちよつと、ちよい悪おやじ風の発言というような意味合いでそういう性的な言葉とか態度というものを捉えていらつしやる方が、間違つた捉え方なんだけれども、まだまだいらいつしやるような気がします。

それで、この均等法の中で、セクハラ対策のスキームといいますが、相談体制のつくり方、もちろん意識、そうした相談に当たる人の指針などもあるわけですが、今回の財務省のやり方は、こうした一般的な相談のスキーム、調査のスキーム、こういったものと合っていないと思ひますが、いま一度、野田大臣、いかがでしょうか。

○野田国務大臣 お答えいたします。

私も女性議員としてずっとセクシュアルハラスメントの関係に携わつてきましたけれども、今回のケースというのは非常にレアなケースでありまして、本来は、セクハラの問題は、一番は、繰り返しになりますけれども、その被害を受けた方の保護と救済から始まります。

今回は、加害者と目されている側からのそういう話でありまして、実は、ハラスメントというのは、力がある者がその力を利用して、力のない者に対して、例えばパワーであったりモラルであったりセクシュアルであったりするわけですね。今回の場合はセクシュアルでありますけれども、そういう場合、やはり、力のある者側からそれによつて被害を受けた側に対してそういうことを申し入れたとしても、一度殴られたことを経験している人は殴つた側をどう信用していいかという根本的な問題があるわけですね。

そこら辺を十分、財務省としては、加害を与えたと言われる側の発想でそういう調査をしなければならぬと思つたけれども、セクシュアルハラスメントは、根本的にはやはり被害者発信、被害者をしっかりと守るということにあるという、そこをやはりわきまえていただければと思ひます。

○大河原委員 レアケースというふうに、私も大変なケースだと思ふんです。

調査をしていく中で御本人のことが、外にいろいろな情報が出てしまうと、二次被害というのは確かに起こります。それ以上のことが、この場合は女性の記者さんなんですね。そして、この記者さんのこれから先の記者人生というものの、これがもししたらここで途切れてしまうかもしれないということもあって、この事態を、本来だったら、どういうふうに調査をし、その訴えが解消されるように、御本人にもしつかりと先が見据えられ、このことが被害が及ばないようになるのかというように考えます。

普通だったら、被害女性が自分の会社、これは取材をしと言われているわけですから、取材が仕事ですから、みずからの会社の苦情処理に相談をする。そして、会社側は、職務上の取引先、対象からの嫌がらせ、セクハラですから、会社側から事務次官に対する調査をかける。このことについては、政府としてどうか財務省として、この機関がこういうクレームが来ているということを受けとめて、再発防止、そうした特別の取組を財務省はしなければならぬ立場にあると思います。

希望者がどういう対応を求めているかについてもしつかりと聞き取るということが必要ですし、そういうところに二度と行かない仕事につくとか、あるいは、その方が隔離をしてその人と会わないようなこと。それから、もちろん、謝罪をしてもらいたいということがあれば、そういうところで解決がついていく。でも、最悪の場合は、もちろん裁判に訴えるということもあるんでしょうけれども。

財務省が、とにかく人事院の規則を無視した形で調査をし、財務省としてのコメントを出す、個人のことが、また御本人も自分の声だかわからない、この音声テープが出てきたときにも事の真贋がわからないところから組織が丸ごと対応しようとしているという、私は大変間違った方法が使わ

れているんじゃないかというふうに思っています。

人事院の方にきょうはお越しいただいていますので、国家公務員のハラスメント防止対策について、人事院規則に基づくハラスメントの相談体制等、道筋はどうなっているのか、御紹介をいただきたいというふうに思います。総裁に来ていただいていますので、お願いいたします。

○一宮政府特別補佐人 セクシアルハラスメントの相談体制につきましては、人事院規則一〇―一〇、セクシアル・ハラスメントの防止等第八條第一項におきまして、各省各庁の長は、セクシアルハラスメントに関する苦情の申出及び相談が職員からなされた場合に対応する相談員を配置する等、必要な体制を整備しなければならない旨規定されております。

相談員は、同条第二項において、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めることとされております。

なお、相談員が職員である場合には、同条第三項において、相談者は、相談員に苦情相談をするだけでなく、人事院に対して苦情相談を行うことができる旨規定されており、人事院では、その体制として、公平審査局職員相談課に職員相談員を配置しているところであります。

○大河原委員 国家公務員は先ほどの均等法のハラスメント対策の対象ではありませんし、この人事院が持つていて、各省へ向けて相談員の配置、そしてまたその体制をとるということであれば、これは、つまり、職員の中のハラスメント対策というのは人事院の苦情相談、苦情の窓口で対応するけれども、各省に設けられている相談の体制、解決の体制というのは、各省が外、外部から受け付けることができるものになっているということではないですか。

○一宮政府特別補佐人 そのとおりでございます。○大河原委員 そういたしますと、財務省の今回

の問題も、もし外部から相談があれば、どのような形で人事院の方で把握されたんでしょうか。

人事院としては、国家公務員が起こすこうしたハラスメントについて、国家公務員の内部でのその方たちの数は各省庁がとっていると、きのうヒアリングで伺いましたが、全体像としてどういうハラスメントが起こっているのかという統計なり、そうしたデータ、情報、実態は持ちませんでしょうか。

○一宮政府特別補佐人 平成二十八年年度、人事院で行った相談の内容別件数としては、セクシアルハラスメントに対しては、全体の三十五件、三・四%というふうになっております。

○大河原委員 各省ごとにどんなふうになってくるのかというのは、相談件数があつたというの

は、そういう統計はありますか。

○一宮政府特別補佐人 各省ごとの統計をとつては、所持しておりません。

○大河原委員 人事院は、この規則一〇―一〇で、各省にハラスメント対策をするように働きかけ、指導もしている。どんなふうになつて実施され、そして事態として何が起つてくるかということ私にはしつかり把握すべきだということに思いますけれども、それはどう思われているんでしょうか。

○一宮政府特別補佐人 人事院におきましては、セクハラ対策、非常に重要なことであるというふうに認識しております。

個人の尊厳や人権を侵害する行為であり、制度の適切な運用の確保や職員の意識啓発等により、引き続き、その防止のため、各省庁に対し確認をして、更に取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

○大河原委員 各省にそうやってハラスメントの指針を示したり、そして、こういう研修をやりたいというふうには多分言っているんだと思うんですけど、でも、実際に、省内で誰が相談員で、そして、どういう相談が来ている、こういう数字が、その実態が出てきたときに、それを改善して

いくというのも人事院の仕事ですよ。

そういったことは、むしろ、企業、民間よりももっと高い倫理性を持った働き手、公務員に必要とされている、当然そうあるべきだ、みんなそういうふうになっているにもかかわらず、今回の福田事務次官のようなことが起こるわけです。

それについて、各省がホームページなどで相談窓口を持っていますというふうにも聞きましてけれども、私、探せなかつたんですね。外からの、外部の人間として、この相談はどこへ行けばいいんだらうと。そういう対策についてはちゃんとチェックしていらつしやるんでしょうか。

○一宮政府特別補佐人 各省の相談窓口等については、人事院において一覧表として把握しております。

○大河原委員 それでは、今回のことも捉えて実態調査をする、そういうことはできますか。あるいは、そうしたことを実施するという決定をしていただけないでしょうか。ぜひやってほしいんですが。

○一宮政府特別補佐人 個別の事案につきましては、所属職員の服務を統括する立場にある任命権者において適切な方法を検討されるべきものとされているところでございます。

相談者から相談があつた場合には、相談者が二重に傷つくことがないようにする必要があり、相談者を含む当事者にとつて適切かつ効果的な対応は何かという視点を常に持ち、事態を悪化させないような対応を心がけるべきであるということが重要であるというふうに考えております。

今回の事案につきましても、財務省において今申し上げた原則を踏まえた上で適切に対応されるということと考えております。

○大河原委員 人事院総裁が女性だということ

が、高い倫理性、そしてセクハラ対策に対して厳しい態度をとるということを表明されること。人事院というのは、総裁が今女性で、あと人事官二人は男性ですけれども、やはり人事院総裁が霞が関全体、国家公務員全体を引き締める立場にもおられるわけで、私は、今の答弁は大変不満です。せつかくのチャンスです。本当に、嫌々ながら声を上げ始めた女性たちを励ます、力の弱い者をやはりしっかりと鼓舞し、そして、これこそが働くということの中で一番支障を来している大きな原因なんですよ。ですから、このことは人事院としてはしっかりと、倫理委員会まで持つていて、処罰にまでしっかりと権限を持つ、そういう役所なわけですから、そういう意味では、ぜひはつきりとしたことをお答えいただき、発信をしていただきたい。

ハラスメント対策の指針や認識すべき事項など、細々出されています。もう一々当たり前のことですけれども、普通のこと、今回、福田事務次官が言ったことなどは、最初のイロハのイのところまで全部つまづいているわけですが、発言についても、行動、アクションについても。そして、パワハラ、自分の地位を利用してそういったことをやるという意味では、非常に情けない思いがいたします。

ぜひ人事院の、職員への研修体制を整え、そして、各省はぜひ、この人事院が発信しているセクハラ対策を受けとめて、確実な方法を、働いている現場ですから、とつていた、だかという困るわけなんです。民間に求めているそうしたスキームもしっかりと勉強なさって、これをやっていた、だいたいと思います。

最後に、官房長官、一言。やはりこの財務省の調査は不適切、適正ではありません。この調査の方法をぜひ撤回していただきたい。御答弁ください。

○菅国務大臣 まず、国家公務員のセクハラ防止、これは極めて重要という認識のもとに、再度、それぞれの省庁に、こうしたことが起こらな

いように徹底をしたい、このように思います。

その上で、今、財務省においては、麻生大臣のもとで調査を行っています。そして、大臣は、報道されている内容が事実であれば、セクハラという意味でこれはアウトだ、そういう認識のもとに、明言をして調査をしておりますので、速やかに調査を進めた上で適切に対応される、こういうふうに思います。

○大河原委員 麻生大臣は、訴えがなければセクハラはなかったと同じだと実はお考えなんですね。訴えられない、そういう事情があるということを含んだ上での公正な調査でなければならぬというふうに思います。ぜひ、改めての調査を御検討ください。

○山際委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

最初に、愛媛県の職員が作成しました藤原氏、柳瀬氏との面談記録について官房長官にお尋ねをいたします。

菅官房長官は関係府省に対してその記録文書の所在調査の指示をされましたが、調査結果はどうなったのか、この点について最初、確認をさせていただきます。

○菅国務大臣 愛媛県が作成したという文書については、先週、報道があったことを受けて、直ちに事務の副長官に指示をして、内閣府、文科省、農水省、厚労省に確認を行わせました。入念に確認をした結果として、農水省で愛媛県の作成した文書を確認したことを先週金曜日に公表したところです。それ以外の関係府省では確認できなかったという旨報告を受けております。

○塩川委員 農水省で見つかった、その他の府省で見つからなかったという話ですけれども、その調査の手法がどうだったのかということの改めて検証も必要だと思えますし、あるところにはあるんじゃないかと率直に思うわけです。

重ねて官房長官にお尋ねしたいのは、内閣官房の調査はされたんでしょうか。

○菅国務大臣 内閣官房はしておりません。それ

は、先日の愛媛県知事の会見でも、本件文書は内閣官房に届けた可能性についてコメントはなかったからであります。

○塩川委員 いやいや、だから、その周辺のことを含めてしっかりと調査するのかがということが問われているんじゃないですか。

内閣府それから官邸に足を運んだという愛媛県の職員の面談記録であります。ですから、内閣府での藤原氏との面会とともに、官邸、内閣官房での柳瀬氏との面会を記録しているわけで、内閣官房をしっかりと調査する必要があるんじゃないですか。

○菅国務大臣 知事の会見の中に、届けたという省庁の中に内閣官房はなかったものだから、調査をしなかったということでもあります。必要であれば、そこはしたいと思えます。

○塩川委員 必要ですよ。調査すると約束してもらえますか。

○菅国務大臣 そこはいたします。

○塩川委員 しっかりと調査してもらいたいと思います。

この愛媛県の面談記録においても、柳瀬首相秘書官は本件は首相案件だと言ひ、藤原地方創生推進室次長は要請の内容は総理官邸から聞いているということですから、まさに官邸が主導してやっ

たんじゃないかということが問われている大問題ですから、これはあくまでも愛媛県が作成した文書の話をしていくわけで、そういったものが内閣官房にあるなしをはつきりさせるのと同時に、やはり官邸が主導してこの問題がどうなのかということについての徹底究明こそ行うべきだということとを求めたいと思えます。

それと、あわせてもう一つお聞きしたいのが、報道では、二〇一五年四月二日の愛媛県職員らの政府訪問の当日に文科省の獣医学部新設の担当者が、県職員などの訪問の予定について内閣府側から伝えられたメールが見つかったとされています。文科省に確認しますが、このメールには

本日十五時に今治市などが官邸を訪れるなどと記されていたということですが、文科省はその事実関係を確認していますか。

○中川政府参考人 お答えいたします。

ただいま御指摘いただきましたのは、内閣府側から文部科学省に対し、愛媛県などが官邸訪問するとの事前連絡のメールがあったという報道のことかと存じますが、こちらにつきましては、当時関係部局に在籍していた職員に対する聞き取り等を行なうことにより事実関係を確認しているところでございます。

○塩川委員 報道されてから二日ぐらいたっているんですけども、関係の人というのは当然よくわかつていくわけですよ。それをちゃんと調べているんですか。もう一回。

○中川政府参考人 お答え申し上げます。

関係者に対する聞き取り等を現在進めているところでございまして、調査を進めているところでございます。

○塩川委員 いや、だって、そういうことについてきちっと確認できることとして、すぐできる話ですよ。何か口裏合わせをしているかのような、疑念を招くような対応というのは許されないと、このことを申し上げておきます。

一つ一つの事実関係をしっかりと確認して、更にこの問題についての徹底究明、真相究明が求められている、そういう点でも、柳瀬氏、藤原氏の証人喚問は欠かせないということは改めて申し上げておきます。

次に、財務省の福田事務次官のセクシアルハラスメント疑惑についてお尋ねをいたします。

最初に、野田男女共同参画担当大臣にお尋ねをいたします。

第四次男女共同参画基本計画においても、セクシアルハラスメントには性的な関係の強要や必要なく身体に触れるなどの性的な行動のみならず、性的な事実関係を尋ねる、性的な内容の情報を意図的に流布するなど性的な発言も含まれるとしております。

このようなセクシュアルハラスメントは個人としての尊厳を傷つける重大な人権侵害ではないかと考えますが、大臣のお考えをお聞かせください。

○野田国務大臣 お答えいたします。

委員御指摘のとおりで、セクシュアルハラスメント、セクハラは、女性に対する暴力であり、重大な人権侵害であります。

第四次男女共同参画基本計画、これは平成二十七年に閣議決定しているわけですが、そこにおいては、セクハラを含む女性に対する暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、国としての責務であるとしています。

内閣府として、この基本計画に基づいて、関係府省庁が連携してセクハラの実態に対する厳正な対処を始めとしたセクハラ防止対策を着実に推進していかなければならないと思っています。

○塩川委員 セクシュアルハラスメントの根絶は国としての責務であるわけで、その国の行政機関のトップにかかわる疑惑というのは極めて重大だと言わなければなりません。

この疑惑に関する財務省の調査結果では、福田氏は報道内容を、女性記者との間でこのようなやりとりをしたことはないとの否定をし、公開された音声データに関しても否定をしております。福田事務次官からの聴取のみの調査結果には、全く納得がいくものではありません。

加えて、調査手法も大問題だ。財務省が顧問契約を結び、国から顧問料を支払っている弁護士事務所に調査を依頼するというのでは、客観性を確保することはできません。しかも、被害を受けた当事者に名乗り出よというやり方は、二次被害を招くことになる極めて重大な対応だと言わなければなりません。

野田大臣にお尋ねをいたします。

この財務省の調査手法について違和感があると述べておられましたが、違和感というのはどういうことでしょうか。

○野田国務大臣 お答えいたします。

先ほどもお答えした内容とほぼ重なるわけですが、セクハラ被害というものは、被害者はそのことについて家族、友人、ましてや組織の上司にもなかなか話ができないものであると認識しています。私自身も過去経験がある中で、それは正しいと思っています。

今回、なぜ違和感があるかといえば、加害者の側から、そして被害者の部下である官房長という方から被害者、女性記者と言われているわけですが、被害者側からすると、違うんじゃないかなと。

そして、財務省が委託した弁護士。弁護士の方というのは委託された側の仕事をするというのが前提ではないかと思っております。そちら側の立場に立たれた弁護士の方にお話をするというのも、なかなか、そこに行くまでのハードルは大変高いような思い、感じをしているところでもあります。

いずれにしろ、そういうことから、被害者の側に立つて、自分がどうするかということ考えたときには、恐らくそちらに向かって言われたというのことは、恐らく一般的には考えにくいということの事をすると一般的な考えにくいというの事を思い、違和感があるというふうに申し上げた次第であります。

いずれにしても、繰り返しになりますけれども、セクハラの問題に対して一番大切なことは、セクハラの問題にしっかりと、先ほど申し上げましたけれども、理解していただいた上で、まずは被害者の保護とか救済をするということ、国は責務としてこのことをぜひ御理解いただいて、財務省において適切に対処していただきたいと考えています。

○塩川委員 こういう分野の専門であられる岡野八代同志社大学教授は、このように述べています。

セクハラの本質の一つは、地位を利用し、性的な言動を通じて相手性を性的な物のように扱う点にある。つまり、権力濫用の問題だ。性的な物扱い

された女性は、職場などで弱い立場にあるがゆえに、対等な労働者として、あるいは人格ある人間として扱われない傾向があると同時に、立場が弱いからこそ、組織全体に対して、物扱いという人格侵害に遭っても告発しにくいという二重の困難を強いられる。

今回、財務省の事務次官の女性記者に対する発言が事実だとすれば、その立場上、記者が情報源の秘匿という職業倫理を破ることができないことを十分過ぎるほど知っているはずだ。すなわち、三重の意味で、財務省官僚は、弱い立場にある女性記者の人権を踏みにじったことになる。

本来全体の奉仕者であるはずの官僚が、社会的立場を超えて、一人を尊重できない。今回のセクハラ事件とその対応は、現在の安倍政権の権力観を象徴している。

こういうコメントを私どものしんぶん赤旗にもいただきました。

野田大臣にお尋ねしますが、先ほどお述べになったような違和感を踏まえたことについて、お考えを財務大臣と官房長官に伝えたと聞きました。そのとおりでしょうか。

○野田国務大臣 お答えします。

正確に申し上げれば、違和感があると申し上げたのは前日の取材に応じた際のことでありまして、それはもう既に朝刊の記事に出ておりまして、それを踏まえた上で、私は、今般の福田次官のセクハラ問題に対しての状況についてお尋ねをいたしました。

そうしたところ、現時点では、財務省の調査によつて福田次官はこの事案について全面否定をされているという旨をそれぞれお話しさせていただいた次第です。

○塩川委員 野田大臣が官房長官にもお話をされたこの件について尋ねられて、それについての回答が官房長官からあったという話ですけれども、伝えたとのことです。

官房長官にお尋ねしますが、こういった財務省の調査手法について、野田大臣は違和感があると

述べておられたわけですが、官房長官は違和感を感じられなかったのでしょうか。

○菅国務大臣 麻生大臣でありますけれども、麻生大臣は、報道されているような内容が事実であれば、セクハラという意味ではアウトである、こう明言した上で調査を指揮しておられます。

そして、調査に当たって、財務省みずからが女性記者を聴取するのではなく、具体的な対応は外部の弁護士に委託し、協力をいただける方に不利益が生じないよう財務省において責任を持って対応する、そういうことであります。できるだけ速やかに調査を進めた上で適切に対応することが必要だと思っています。

○塩川委員 麻生大臣の話ではなくて、官房長官としての所感を伺ったわけですが、例えば、松山大臣なんかも、この問題について、ある意味、野田大臣と同じような趣旨でお話をされておりましたし、小此木国家公安委員長もそういうことを発言しておられる。ですから、率直に、官房長官としてこれは違和感を感じなかったのか、こういう調査手法はいいかと。その辺の率直な思いをお聞きたいんですが。

○菅国務大臣 私もそこについては心配をしましたけれども、協力をいただいた方に不利益が生じないように財務省としてしっかりと責任を持って対応しているということでありました。

○塩川委員 ですから、こういった被害者が申出できないようなスキームということ自身が問題なわけで、心配しておられるんだしたら、こういう調査手法そのものを見直せと言うことこそ官房長官としてのお仕事ではないのか。

そもそも官房長官は、幹部人事の一元管理のもとで、幹部の任免について、任免協議を行っていただけています。だから、幹部人事承認に当たっても同意をしているわけですから、その責任が問われている。そういう人物にふさわしかったかどうかというところが問われているんですから、こういった立場で事の解決に当たるといことが求められるわけでは

人事院にお尋ねします。

人事院規則一〇一〇、セクシユアル・ハラスメントの防止等の第四条に何と書いてあるのか。第四条部分を読み上げてもらえますか。

○合田政府参考人 お答えいたします。

人事院規則一〇一〇、セクシユアル・ハラスメントの防止等の第四条でございしますが、各省各庁の長の責務といたしまして、「各省各庁の長は、職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、セクシユアル・ハラスメントの防止及び排除に関し、必要な措置を講ずるとともに、セクシユアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならぬ。この場合において、セクシユアル・ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシユアル・ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならぬ。」と規定しております。

○塩川委員 このポイントというのは、やはり被害を受けた方が職場において不利益を受けることがないようにしなければならぬということであって、この調査手法はまさにここに抵触するような問題だという点で、改めて官房長官にお尋ねしますが、この財務省の調査手法というのは、人事院規則に照らしても、被害者にとって不利益を受けるようなやり方になっているんじゃないでしょうか。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

週刊誌報道を受けてまして、まず、人事院からも、調査して、その結果次第では適切な措置をとるようという御連絡もいただきました。

その上で、私ども、福田次官本人からまず聴取をいたしまして、その結果を踏まえて一方的な判断をするわけにもまいりませんので、もう一方の方の、誌面上は強く訴えかけをしておられるわけですので、その訴えかけをぜひ聞かせてくださいということ、ただ、先ほども御議論がございま

したけれども、セクハラを担当官というものは財務省職員でございしますので、これは職員と外部の方との間で起こっている珍しいケースでありますので、職員が聞くという形は慎もうということとで、弁護士事務所をお願いをするということとをさせていただいた。そもそも、その手法自体、弁護士と相談させていただいたわけでございします。官房長からということでございますけれども、お答えについては、官房長あるいは職員が受けるのではなくて、その弁護士事務所がプライバシーやそういったものを完全に保全するという前提でお話を聞かせていただく。繰り返しになりますけれども、誌面上ではもう訴えをしておられるので、私は被害を受けたけれども訴え出るのは嫌だというケースとは違ひますので、それはぜひきちんとお話を聞かせていただきたいということをとったわけです。

調査につきましては、第三者的な見地から弁護士事務所においてやっていただいて、その結果をしかと受けとめたいと思っております。

○塩川委員 財務省の顧問弁護士事務所の調査が何で第三者なんですか。根本が間違っているんですよ。

財務省に、セクシユアル・ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針というのがあります。「職員間のセクシユアル・ハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。行政サービスの相手方など職員がその職務に従事する際に接することとなる職員以外の者及び委託契約又は派遣契約により同じ職場で勤務する者との関係にも注意しなければならない。」こういうふうに書いてあって、要するに、職員以外の人にも当たってきちんとして注意しなければならないというの、当然のことには指針にも書いてある話なんです。

そうであれば、そういう配慮を行うのは当然であって、被害者側の弁護士を立てるとか含めて、どう被害者の方の保護、救済を図るのか、そういう立場でこそ行うべきで、今回の財務省の調査手

法は全く納得ができません。徹底説明が必要で、国民の納得いく調査を行えと申し上げて、質問を終わります。

○山際委員長 次に、今井雅人君。

○今井委員 希望の党の今井雅人でございます。質問の時間をいただきまして、ありがとうございます。

きょうは加計学園の問題を中心にやろうと思っただけなんですけれども、その前に、今、皆さん、福田事務次官の話をされておりますので、私も最初はその質問をさせていただきたいと思ひます。きょう、来る前に内閣官房のホームページを見ておりましたら、そこにフローチャートみたいなのがあって、幹部職員人事の一元管理というところでフローチャートがありますけれども、官房長官、これは、幹部職員の方の適格性審査というのを官房長官がやられるというふうにフローチャートはなっておりますが、これで間違いないですやね。

○菅国務大臣 そこは人事局でやるわけですから、私もそこは報告を受けています。

○今井委員 ホームページにはここに官房長官と書いてありますから、内閣官房が正式に出しているホームページですので、ということは、今問題になっている福田事務次官に関しても官房長官の責任で適格性を審査した、そういうことでよろしいですね。

○菅国務大臣 そのとおりであります。

○今井委員 ちょっと念のため伺いますが、財務省出身のOBの方とかあるいは議員の皆さんからいろいろお話を聞くと、事務次官はもとともとこういうことをよく発言される方だ、有名な方だったというふうないろいろな方からお話を聞くんですが、審査をしたときにはそういう話はなかったですか。

○菅国務大臣 全く承知しておりませんでした。○今井委員 となると、今回のことは新しく出てきた事案ということでありますから、適格性審査のときにはなかった新しいことが今出てきている

わけですね。であれば、官房長官は、やはり適格性について官房長官としてもしっかり調べなきゃいけないという御認識はありますか。

○菅国務大臣 まず、本件が報道されて、国家公務員として職務上の疑いがある場合の調査については、そもそも任命権者の責任で行うものとなっております。そして、事実であつた場合に、国家公務員法上の懲戒処分の対応も任命権者が行うことになっております。

いずれにしろ、麻生大臣のもとで、まさに報道されていることが事実であれば、それはセクハラとしてはアウトだ、そういう認識のもとに今調査をされておるわけでありまして、私としては、できる限り速やかに調査を進めた上で適切に対応したい、こういうふうに思ひます。

○今井委員 四月十六日に財務省が、この調査に關してのペーパーを出しています。

私、中を読ませていただきましたけれども、記者へのセクハラの問題ももちろんあるんですが、ちよつと、私はこの発言を読んで、ええと思つたのです。

「普段から音声データのような発言をしているのか」という質問に対して、福田事務次官の聴取結果はこうです。「お恥かしい話だが、業務時間終了後、時には女性が接客をしているお店に行き、お店の女性と言葉遊びを楽しむようなことはある。また、仲間内の会話で、相手から話題を振られたりすれば、そのような反応をするかもしれない。」とおっしゃっているんです。仲間内の会話の中で、仲間内でも男とこんな話をするはずはないですから、仲間内の女性との会話でこういう音声データのような会話をするとおっしゃっているんです。

これは御本人がやった聴取結果なんですけれども、これは適切なんでしょうか。セクハラがどうこうというより、ふだんから仲間内でそういう会話をしていると御自分でおっしゃっているんです。官房長官、いかがですか、そのことに対しては。

○菅国務大臣 自身は直接これを伺っています。いずれにしろ、私の立場でコメント、答えることは控えたいと思います。

○今井委員 済みません。財務省がこれは調べる話だとおっしゃっていたので、財務省が出したペーパーを、これは財務省が出してきた正式なペーパーですから、そこに書いてある記述を今御紹介したので、それに対してのやはり官房長官の見解をお話ししていただきたいんです。

確かに公式文書として発表されたものを私たちがいたので、それに対してやはり官房長官は適格性を審査する立場としてコメントする必要があります。あると思うんですけれども、いかがですか。

○菅国務大臣 私自身の今の立場でそういう報告書について、私、正直見ております。もちろんそうすけれども、そういう中で、具体的に一つ一つ確認をいたしておりますので、今の立場で答えることは控えたいと思います。

○今井委員 ちよつとよくわからないんですけれども、今の立場で答えるは控えたいというのか、これは、何か報道記事とかそういうのじゃないんです。財務省が出した正式なコメントなんです。それに対してコメントをいたしたいということですから、それを控える理由はどこにもないと思うんですけれども。

○菅国務大臣 内容について、私、一つ一つ承知しております。ですから……（今井委員「読んでいないんですか」と呼ぶ）いやいや、全体は読みましたけれども、一つ一つの具体的なことについては承知しておりませんので、今の立場で答えることは控えたいというふうに思います。

○今井委員 ちよつとよくわからないんですが、お読みになったんです。今おっしゃっていること、お読みになったことに対してどうお考えかということをお伺いしているんです。コメントできないということはないと思うんですけれども。

○菅国務大臣 たびたび申し上げていますが、私も、その書いていることについて私は読んでおり

ますけれども、それ以上の具体的な内容一つ一つについては承知しておりませんので、この場で答えることは控えたいと思います。

○今井委員 では、もう少し具体的に聞きます。ここに書いてある記述、このことに対してどうお考えかということ。それ以外のことはわからないとおっしゃっていますが、私はそれは聞いていませんので、この書いてある、仲間内の会話で、相手から話題を振られたりすれば、それはそのような反応をするかもしれない、このことに対してどうお考えですか。

○菅国務大臣 それは財務省の文書であります。それについて、私自身、一つ一つ確認を財務省にしておりますので、答えることは控えたいという意味であります。

○今井委員 では、確認をして、どこかでコメントしていただけますか。

○菅国務大臣 いずれにしろ、財務省からその一つ一つについてもしつかり聞いてみたいと思います。

○今井委員 それは答えていないです、今のは。コメントしていただけますか、イエスかノーかという。

○菅国務大臣 いずれにしろ、これは財務省の文書です。財務省からの報告でありますので、私は、ある意味で、全体の中の一つとしてそこは承知しています。

ですから、全体について今財務省で調査をしている段階でありますので、そうしたことも踏まえて対応すべきだというふうに思っておりますので、今この場でコメントすることは控えたいというところであります。

○今井委員 もう一回だけ聞きます。私は、財務省から説明を受けていないからコメントできないとおっしゃったので、説明を受けてコメントしていただければいいじゃないですかと言っているだけの話です。

○菅国務大臣 これは財務省の文書で、それで、中のことについて、一つ一つについて私は事実確

認をしておりますので、軽々に答えることは控えたいということでもあります。

○今井委員 じゃ、事実確認をしてください。

○菅国務大臣 それは財務省から聞いてみたいと思います。

○今井委員 よろしくお願いします。

それと、もう一点だけ。

先ほどからいろいろ話がありますけれども、僕は、野田大臣の話を伺っていて、とても真つ当な意見だなと思って伺いましたし、きょうの毎日新聞のところに、公明党の石田政調会長、被害を受けた人に出てきてくださいというのは、ちよつと違うんじゃないかと。これもとてもまともな意見だと思っております。

こういう意見も踏まえて、財務省に対して、調査のあり方というのはもう一度やはり、官房長官の方からも、よく慎重にやるようにということをごひ言っていたのだと思いますけれども、いかがですか。

○菅国務大臣 先ほども申し上げましたけれども、本件のような国家公務員としての服務上の疑いがある場合、この調査については、任命権者の責任においてこれを行うことになっております。そして、事実であつた場合における国家公務員法上の懲戒処分、これの対応についても任命権者が行うようになっております。

そういう中で、麻生大臣は、報道されているような内容が事実であれば、セクハラという意味でこれはアウトである、こういうふうに明言した上で調査を指揮しておられる、こういうふうに思っています。さらに、関係の皆さんに御迷惑をおかけすることがないように配慮して行っているというところであります。

私としては、できる限り速やかに調査を進めた上で適切に対応することが必要だというふうに思っています。

○今井委員 いろいろな方から、被害者かもしれない方に対してのやはり配慮をしつかりしてくださいということをごだけ言われていますから、

官房長官の方から、その点はしつかり留意してやれということではございと思っています。もうね、

それと、きのうもヒアリングをやりましたけれども、財務省がふだんから使っている弁護士さんなんですよ。その方に今回は報酬なしで調査をお願いしているそうですけれども、それは日常的にずっと財務省の仕事を受けている方ですよ。その方はやはり、どうやって第三者じゃないですよ。弁護士というものは、仕事を受ける側の立場でやるわけじゃないですか。やはり弁護士もかえた方がいいと思うんですけれども、いかがですか。

○菅国務大臣 私としては、そうした聴取された方に十分配慮してやるようにということ、これは最初から申し上げております。

○今井委員 ぜひ、もう一度念を押して言っていた方がいいと思います。

それで、時間が余りありませんので、きょう一番聞きたいことは加計学園の問題なんです。

報道で、柳瀬当時の首相秘書官が、加計学園の人と会つたのは覚えていてるけれども、そのほか、どなたと会つたかちよつとよく覚えていないというふうな発言をされているという報道がありました。その点について官房長官は何か確認をされましたか。

○菅国務大臣 特別確認はしておりません。

○今井委員 この問題、菅官房長官としては、私は真相を明らかにしたいだけですから、真相を明らかにするということに対しては官房長官はどうお考えですか。

○菅国務大臣 私も同じであります。

○今井委員 そこで、もちろん、柳瀬さんと藤原さんの証人喚問、御本人たちの話を伺うというのはぜひやってもらいたい。

それを申し上げた上で、もう一つ、私は、一番簡単な方法があるはずと申し上げてきているんです。書いてあるものがあるんです。しかも、愛媛県をやつは、備忘録ということで、もうない

ということですから、確認しようがない、農水省にはありましたけれども、それ以上の確認はできないと思います。ここに公文書があるんですよ、今治市の中に、復命書、五年保存の。これは情報公開請求で最初出してきて黒塗りだったんですが、二度目に請求したら、もう出せないと言ってきたわけですね。完全に今治市も隠そうというところなんですけれども。ここに、誰と会ったかが書いてあるんです。そこを見れば、この問題は全て解決するんですね。問題はとても単純なんです。そうしたら、今一連のやつっている議論というのは実は決着がつくんなんです。

ぜひそれを僕はやつてもらいたいと思ってるんですが、政府としてそれはぜひ協力していただけないですか。

○菅国務大臣 これも国会で何回となく政府側から答弁があったと思いますが、今治市の文書の開示については、今治市が条例に基づいて既に自治体として適切に判断されていることであって、政府としてはコメントすべきじゃないというふうに思います。

○今井委員 そうしたら、お願いがあります。ここにあるのは今治市の情報公開条例、これに基づいて出せないということなんですけれども、こういう記述があつて、ここなんです。「実施機関と国等との間における照会、回答、依頼、委任、協議等に基づいて作成し、又は取得した情報であつて、公にすることに、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるもの」は出せないと言っているんですが、四月二日の協議に政府側がどなたか出られていたかどうかを明らかにすることは、国にとっては何か協力関係や信頼関係を損なうものになるでしょうか。

○菅国務大臣 文書に記載された内容、それを開示することによりどのような影響が生じるかというところについては、情報公開条例に基づいて今治市御自身が責任を持って御判断をされること、だと思います。

○今井委員 ですから、市の方は市の方で判断で

すが、国の方の見解をいただきたいんですよ。この二〇一五年四月二日の……（発言する者あり）ちよつと黙つていてよ。今治市の四月二日の、官邸側で会った人の名前が書いてある、記載があるんですよ、ここに。このことを公開することが、国にとつて何か不利益をこうむるようなことがあるかどうか。国の見解です。今治市は今治市の見解があるから、それはいいんですけども、国としてはそのことに何か不利益があるかどうか、それをちよつとお答えいただきたいんですよ。

○菅国務大臣 今治市が非公開とされている文書に何が記載をされているか、これについて政府は承知しておりません。したがって、不利益が生じることかということも、コメントは控えるべきだということに思います。

○今井委員 これをこちらになつたことはあります。出席者と書いてあつて、そこが黒塗りになつていて、何が書いてあるかじゃなくて、出席者が書いてあるんですよ。見れば明らかですから、そのコメントはやめていただきたいんですよけれども。

私が言っているのは、会議の内容とかそういうことではなくて、まず、ここに出席していた人の名前を開示することは、国にとつては何か不利益をこうむりますかという話です。

○菅国務大臣 不利益かどうかについては、政府としては、何か承知しておりませんので、コメントは控えるべきだと思います。

○今井委員 私はもつと明確に言っています。政府側で出席していた人の名前を公開されたら不利益をこうむりますかと、とても具体的に聞いています。

○菅国務大臣 今申し上げていますように、何が記載されているかを政府としては承知しておりませんので、不利益が生じるかどうかはコメントすることはできないわけでありまして、仮定の質問にはお答えは控えたいと思います。

○今井委員 では、もう一度だけ聞きますよ。こ

れで答えてもらえなかつたら、委員長、ちよつと差配してください。

そこに政府側の出席者の名前があります。それを、私は全部と言つていませんよ。例えば、その会議の中身とか、それは開示できないものもあると思うんですけども、少なくともそこに出席していた人の名前は、国にとつてそこに誰が出たかということの明らかなことは、今治市の方は国に迷惑がかかるから出せないと言っているわけですよ。国はそれで迷惑がかりますか、何か不利益をこうむりますか。そこを答えてください。

○菅国務大臣 今治市の文書の開示については、今治市が条例に基づいて既に自治体として判断をされたことであつて、政府としてはコメントすることは控えるべきだと思います。

そして、今の仮定の質問については、答えることは控えたいと思います。

○今井委員 いや、仮定じゃないですよ。ここに、出席者と書いて黒塗りになつていますから、仮定じゃありません。私、仮定なんかでお話ししていませんから、それだけ答えてくれればいいんですよ。そんな難しい問題じゃないんですよ。それです。

僕はこの問題に早く收拾をつけたかったので、柳瀬さんが出てこられてどういふ発言をされるのか、柳瀬さん、前回お話ししたときは、記憶にない、記憶にない、ずっとその答弁ですから。記録があるんですよ、記録が。だから、記録をちゃんと明らかにすれば、この一連の問題は真相が明らかになるじゃないですか。だって、柳瀬さんが出席していたかどうかというのは今争点なわけじゃない。そこにかも記述しているものが明らかにあるわけですよ。国側としてはこの名前を出すことは何か支障があるかどうかという、それだけのことを伺っているんですよ。そんな難しいことは聞いていないんですよ。そこだけ出してもらえれば、多分この議論はすぐ終わると思うんですよ。

ですから、先ほど官房長官は、この問題の真相

を明らかにしたいとおっしゃっていたじゃないですか。私は具体的に提案しているんですよ。そうすれば解決できますから。そうしたらもうこういうものに国会の審議を使わなくて済みますよ、これが明らかになれば。

ですから、国はこの名前を開示することに不利益はないと言つていただければ前に進みますから、それだけちよつとお答えいただきたいと思ひます。

○菅国務大臣 先ほど来私もたびたび申し上げておりますけれども、今治市ですよ。その文書の開示については今治市が条例に基づいて既に自治体として判断をされておるわけでありまして、政府としてコメントする立場ではないということになります。

○今井委員 ですから、私はそんなことを申し上げていません。今治市は今治市の判断をするということなので、それは何も言つていません。今治市の判断です。

私が伺っているのは、国として、ここに誰が出席していたかという名前を開示されることは何か不利益をこうむりますか、それだけです。今治市は関係ありません。国としてのポジションはどうですかということを知っているんですよ。

○菅国務大臣 これは、情報公開条例に基づいて今治市御自身が判断することじゃないでしょうか。ですから、政府の立場としてコメントすることは控えたいということです。

○今井委員 私は今、開示をしろと今治市に言つてくれと言つてはいるわけじゃない。今の質問は違ひます。今の質問は、開示をすることは何か不利益をこうむりますかということを聞いています。ちよつと委員長、おまえて言われたんですけども、どうしたらいいですか、これ。

○山際委員長 不規則発言は控えてください。質問を続けてください。

○今井委員 委員長、ちよつと今、注意してください。

○山際委員長 注意いたしました。

不規則発言は控えてください。

○今井委員 やじを飛ばすのはいいですが、言葉は気をつけていただきたいと思ひます。それは、みんなそれぞれポジションがあるんですから、いろいろな意見はあると思ひますけれども。

最後、もう一回。いろいろ聞いていたんですけれども、これだとまっちゃったんですが、本当に、これさえ出せばこの問題は解決するんですから。

官房長官、四月二日に何があつたか官房長官の手でちゃんと説明するというのをもう一回明らかに言ってください。

○菅国務大臣 私も、何回も先ほどから申し上げたとおりであります。

○今井委員 もう時間が来ましたので終わりますけれども、やはり真相を解明できる方法があるんですけれども、そうやって積極的に取り組まないわけですよ。だからこんなに長引いてしまうんです。

だから、柳瀬さんにも出てきていたいて、関係者の皆さん、ここに出席された皆さん、できる限り、本人に同意していただければ、いろいろな方に国会で説明していただきたいということをお願い申し上げます、質問を終わります。

○山際委員長 次に、寺田学君。

○寺田(学)委員 寺田です。

質問をさせていただきます。

長官、大分機嫌が悪いですが、無理がありますよ、やはりさまざまなことについて。一個一個丁寧に事実を明らかにしていかない限り、どんなこということが重なりますよ。

私、十分しかないので、いわゆる財務省の次官の話をしますけれども、先ほど今井委員が期せずして同じことを言っていましたけれども、きょう、皆さんにこれからお配りするので、ぜひとも一度、御存じの方も目を通していただきたいんですが、内閣人事局の仕組み及び幹部人事の決まり方についてです。

長官はたびたび、任命権者、任命権者とお話しされます。

確かに任命権者は麻生大臣ですが、そこに至るまでの間に六つのプロセスがあります。長官のみが担当しているプロセスが二つありますし、総理と長官と任命権者で協議するプロセスも一つあります。ですので、福田次官の任命、佐川長官の任命に関しては深く関与されていることは事実です。ですので、具体的なオペレーションを任命大臣、任命権者が行うことは当然としながらも、私は、この任命のプロセス、次官に据えることに對しての責任が長官にもあると思ひます。

まず、一般的なことですが、福田次官の就任に關しての責任はお持ちですか。

○菅国務大臣 私はそう思っています。

○寺田(学)委員 今井委員も言われていました、次官になられる前から、福田氏については、同様の、週刊誌報道と似たような形の疑念があり、私が聞く限りにおいては、就任前に、杉田副長官、人事局の中心ですから、杉田副長官から本人に直接ないしは間接的に注意があつたと聞いています。

このことについて、通告してはいますけれども、そのような事実はありませんか。

○菅国務大臣 そのような事実はなかつたと報告を受けています。

○寺田(学)委員 今回のいわゆる週刊誌報道によるセクハラ事案についてですが、ここから一般的なことをお伺いしたいと思ひます。

今回、今、具体的な事案から始まっていることですが、女性記者に対してテープレコーダーに残っているような形の発言があつたということがあつて、財務省が、そのようなことを言われた人は手を挙げてくださいという仕組みで記者クラブに投げかけた。これは是非前任の質疑者の方々が言われていたものであれですが、一般的なことを、幹部人事の責任を担う長官に一般的なことをお伺いしたいんです。

セクハラというものは、お相手がどのような立場であるか、例えば今回具体的には週刊誌では女性記者とありましたけれども、女性の属性が違ふことによつて、セクハラについての責任が軽くなつたり重くなつたり、認定されたり認定されなかつたりということはあるんでしょいか。一般論としてお伺いします。

○菅国務大臣 一般論としては、あり得ないと思ひます。

○寺田(学)委員 もう一度重ねて聞きますが、それは、相手がどのような職業であつてもセクハラは成立し得るということでしょうか。

○菅国務大臣 一般的にはそう思っております。

○寺田(学)委員 それじゃ、今回何を調査しているんですか。

週刊誌報道、一つ一つが正しいかどうかの報道、それを確かめる意図は一つとしてありますけれども、相手が女性記者であつて、財務省がみずから言っている、恥ずかしい話ですが、時には女性が接客をしているお店に行き、お店の女性と言葉遊びを楽しむ、このような場合があると言つてはいますけれども、はつきり聞きますけれども、こういう、女性が接客をする、ホステスの方であればセクハラが成立しないことはあるのでしょうか。

○菅国務大臣 そこは、限度、それぞれによつて違ふんじゃないかな、実態によつて違ふのではないかなというふうに思ひます。

○寺田(学)委員 先ほど、どのような職業、属性であつてもセクハラは成立し得ると言いましたよね。長官、そうですね。だったら、もうセクハラは確定しているんですか。

具体的にあの週刊誌報道の女性記者が誰であるかということをお伺いするのは結構なことですが、もう福田氏が、あのような音声データがあるわけですから、あれは自分がしゃべつていないと言つたのならまた別ですよ、しゃべつていないことに対しては否定せずに、誰に言つたかわからないという、相手側を捜しているわけですよ。

ただ、今、長官御答弁されましたよね。相手が誰であつたつてセクハラは成立するんです。ということは、福田氏が、どなたにしたかどうかはまだ政府側としては確認していませんが、セクハラを行つたということは確定してはいますよね。

○菅国務大臣 私が申し上げているのは、そこは限度があるし、実態がわからない中で、セクハラかどうかということの判断は私はできないと思ひます。

○寺田(学)委員 後ろから、今、女性が、そうだという声をされましたけれども、限度つて何ですか。何についての限度ですか。

福田氏が話したことは、もうテープで事実になつてはいますよね。あれは福田氏が話した言葉ではないんですか。

○菅国務大臣 お金を出してそういうところに行つて、その話の中ではやはり限度があるというふうには思ひます。そうしたことが全てセクハラにということでは、あり得ないんじゃないでしょうか。

○寺田(学)委員 答弁、変わりましたよ。どのような属性であつたつてセクハラは成立するんです。だから、お店でお金を払つて、女性が接客すれば、セクハラは成立しないんですか。そういう例外はあるんですか。

○菅国務大臣 先ほども申し上げてますように、お金を支払つてそういう場所に行つた場合というの、それは限度があるんじゃないかなというのを私は申し上げているということでありま

○寺田(学)委員 限度の意味がわからないんです。何が限度なんですか。

相手に關してはどのような属性であつたつてセクハラは成立するということ、長官、お認めになられましたよね。その上で、相手が不快に思つた場合はセクハラは成立するんですよ、セクシュアリティにおいて。

すよね。女性が嫌がられているのはわかってい
すよね。どなたかは今わかりませんが、あ
のテープを聞く限りにおいて、女性が嫌がら
れているのは、長官、認識されていますよね。
○菅国務大臣 今、そうしたことの事実確認を
しているのではないですか。

私は、先ほど来、限度があるというふうに、女
性がどう受けとめるかということも、ここが大事
なことだと思えますけれども、しかし、そのお金
を支払った中でも、そこは、言葉はそういうふう
に書いていましたけれども、それについても限度
はあるというふうに思います。

○寺田(学)委員 テープは聞かれましたか。公開
されたテープは実際にお聞きになりましたか。公
開された範囲の中です。

○菅国務大臣 どこまで公開したか、よくわかり
ませんが、私も、あると聞きました。

○寺田(学)委員 長官は、あれを知らんになら
れ、もちろんプライバシーのことがあるので女性
側の発言が消された上でテロップで出ています
けれども、あれを見る限りにおいて、女性が嫌が
られているというふうにはお感じになりましたか、
お感じにならなかったでしょうか。

○菅国務大臣 ですから、まず、事実かどうかと
いうことの確認をすることが大事だというふう
に思います。

そういう中で、麻生大臣も申し上げていま
すけれども、報道が事実であれば、セクハラ、
アウトだという前提の中で、今調査をしている
んじゃないでしょうか。

○寺田(学)委員 時間ですので最後にします
けれども、報道が事実であるということとセク
ハラが成立するかどうかということ、証明でき
ないはあると思います。セクハラは成立してい
ると私は思いますし、それは多くの皆さんが
そう思っていると思います。

長官は長官のお考えがあると思いますので、
私は早く肯定された方がいいと思います。こう
いうことをやって二次被害ということとは本
当によくな

いことだと思えますので、そのことだけ申し
上げて、終わります。

○山際委員長 次に、中川正春君。

○中川委員 引き続き質疑をしていきたい
んですが、その前にお礼を申し上げたいと思
います。

先般、加計の問題で、柳瀬その当時の秘書官、
あるいは藤原さんについて、挙証責任、彼ら
のときにそれぞれ会議に同席をしていないと
言うことは、それを自分自身が証明をする責
任があるんだというところで、この委員会か
ら、その日の二人の行動について、恐らく、日
程表であるとか、あのレベルになると日程管
理が役所の方でされていると思うんですが、
その日程表であるとか、あるいはその必要
な、それを証明する資料を出すようにと御指
示をいただくということ、委員会の意思とし
てそれを政府の方にしっかりと伝達をしてほ
しい、こういうことを申し上げました。

そういう形で行動を起こしていただくとい
うこと、これをきょう理事会でお話したとい
うんですが、その進み具合によつては、国政
調査権を使つてしっかりそうしたものを
出させるということ、これは議会にとつても
大事なポイントだということ、これは議
会に思いますが、経緯をまた見守りなが
らやっていきたいと思えます。

いずれにしても、そうした結論を出して
いたことに感謝を申し上げたいというふう
に思います。

その上で、質問に入つていきたいんですが、
まず最初に、公文書の使い方というのを先
般の質疑の中でやってきました。そのとき
の大臣の答弁では、今それを議論している
なかであつて、特に、EBPM、エビデンス・
ベースド・ポリシー・メーキングという
んですか、これのあり方について具体的に
議論をしているんだ、こういうことをお
話した、いただきました。

厚生労働省があつた、捏造とまでは言
いませぬけれども、とんでもない資料で
法律のベースを

つくつてきたということについて、私も懸念
を持っているのは、ひよつとしたら、厚
生労働省だけではなくて、ほかの省庁でも
同じような形のこうした統計資料の使い
方というのがあるんじゃないかというこ
と、これについて、改めて調べてみる
というのか、体系化してみようという
のか、あるいは、必要があるんじゃない
かということ、それをそのとき申
上げたんですが、実は、思い出しました。

TPPの議論というのはこれから出てくる
わけでありまして、そのときの影響、
TPP12のときもそうだったんですけ
れども、TPP12で、特に農林水産関係
の分野にどのような影響を及ぼすか
ということ、これについて、資料を、
積算をして、それに基づいた議論をして
いこうじゃないかということ、あの
当時やつた記憶がございました。

今度は11、12から11で、締結されて、
国会でこれから議論が始まる、こうい
うことであります。そのとき、ベースで、
これを出してくださいというところで、
今回も、11について、それぞれ影
響がこれだけ出ますよという資料が出
ているんですけれども、このベースに
なっている想定が私は気になるんです。

一つは、TPPが入ってくるからとい
うことで、そのままの形で、今の現
状でこの影響がどう出てくるのかとい
うことであればいいんですけれども、
ここに書いてある想定というのは、
総合的なTPP等関連政策大綱に基づ
く、政策大綱を考慮して算出をするとい
うことは、政策が入った効果とい
うのを想定して、その後の結果として
こうなるというふうに資料ですよとい
うこと。

それからもう一つは、生産量について
は、国内の対策の効果を考慮したとい
うことは、生産量はもう減りませんよ、
生産量はもうそのまゝ一定という想
定の中でこれを出してきましたよとい
うことで、それぞれ、乳製品とか牛
肉とか豚肉とかという形のいわゆる
損害額とか影響額というのが二百
とか四百億くらい出てきますよ、

こういうことなんです。農林省、来
ていただいているのかな。それは、あ
のときの議論からいくと、例えば、
農協を中心に、それぞれの県で影響を
調べました。額を出してきました。あ
のとき、まさにその議論があつたん
ですが、ここに出てきた額と、それ
ぞれ生産者が自分たちの立場で専門
家に依頼しながら出てきた額は、相
当違つていたんですよ。その前提
は何かといつたら、政策を入れた
後、これだけ影響が出たというのと、
政策を入れる前に、今の状況の中
でTPPが入つたらどういう形にな
るかということ、その想定が違ふん
です。

その想定が違う中で、私たちが本
当は判断しなきゃいけないのは、裸
で入つて、それにどう政策を入れる
かということによつてその影響が
どれだけ減免できますかという、そ
の議論をしなきゃいけないんだけ
れども、農林省の方から出てきて
いるのは、もう政策を入れて、大
丈夫だからこれで理解してくれとい
う形でこの資料を使つていこうとい
うことなんです。

そういう理解でいいんですね。そ
このところをまず農林省の方から確
認をしたいと思います。○天羽政府参
考人 お答え申し上げます。TPP11
における農林水産物の生産額への影
響につきましては、昨年末に、定性
的な影響分析の結果を踏まえながら、
個別の品目ごとに、国産品及び輸
入品の価格を踏まえて、国産品の
価格の動きについて一定の仮定を
置き、国内対策の効果も考慮しな
がら、合意内容の最終年における
生産額への影響を算出し、品目ごと
にこれを積み上げて試算し、公表
したところでございます。

農林水産物の生産額への影響につ
きましては、現実には起り得る影
響を試算すべきものというふう
に考えておりました。協定自体の
発効による効果と国内対策の効
果もあわせて考える必要がある
と考えております。

○中川委員 大臣、どう思われますか。こうした資料でもって政策議論をするというのは、私、間違っていると思うんですよ。

まず、裸の、客観的な影響というものの対する想定があつて、その上で、それを克服するために何をしていたらいいか。その何をしていたらいいか、一つ一つの効果というのを確かめながら対策を打つていって想定をつくる。その二つがあつて初めて生産者に対しても納得がいくことだと思ふんです。これだけで議論するのは間違っているからといって、農林水産省の方に裸のデータを出せとその当時言つたんですが、彼らはとうとう出してきませんでした。

こういうようなプロセスというのは、恐らく、根底として、根つこのところで、厚労省が裁量労働制を国会で通過させるために出してきたその意図とこの意図と、共通するところがあると思ふんですよ。恐らく、ほかの省庁でも同じような形で、私たちの議論を誘導していくようなこういう資料の使い方というものがあつて思ふいます。

それを、今回は、省庁の審議官レベルでEBPMの監視システムをつくらうじゃないか、こういうことなんですが、それぞれの省庁で、この法案を通していんだというその先頭に立っている人がそれを監視できるかということになると、これは原子力行政と同じような議論で、別個にしないといけないんだということだと思ふんです。それを進めている人に客観的なデータについて指摘しろといつたつて、そういう動機づけができない、そういうシステムを大臣は今つくろうとしているんじゃないかということですね。

そこをこのところを指摘しておきたいんですが、どうですか。

○梶山国務大臣 前回の議論の中で、厚労省の数値の話が出て、それも、公文書としての扱いはどうなのか、準公文書的なものではないかという委員からの御指摘もありました。

そういった中で、行政改革の中でEBPMの取組をしているという答弁を私がしたと思つており

ますけれども、今までの反省点も含めて、そういった数値、証拠に基づく政策立案をしていこうということでありまして、各府省におけるEBPMの浸透、定着を図り、政策の質を高めていくべく、政策に精通をしている人もやはり必要である、そして、かつ現場を適切に指導できるハイレベルの責任者ということと、平成三十年度から各府省に政策立案総括審議官を新設することにしたということでありまして、昨年度から試行的に、政策を選びながらそういう取組をしているということでもあります。

今年度から、その人員の配置をし、それぞれの省庁でしっかりとしたものにしていこうという取組が始まつたところでありまして、今言つたような人材を配置したいと思つております。

○中川委員 いや、答えになつていないと思ふんです、お気づきになりながらそれを読んでいるんだと思ふんですが。

やはり私は、これは国会の中にそうした機能を持つべきだということに常々思つていふんです。中でこうしたチェックをしても、同じような構造というのか、法案を成立させるために誘導をしていくような公文書の使い方、あるいはこういうデータの使い方というのは私は是正できないだろうというふうに思ひます。

そのことを指摘させていただきながら、そつちの方から、よく言われるGAOみたいな国会の中のチェックシステムをつくつていこう、パネルをつくつていこうということを提起していただくという手もあると思ふので、もし問題意識の共有ができれば、答弁をお願いいたします。

○梶山国務大臣 先般、答弁した中で、統計改革も推進をしていくということでお話をさせていただきました。これは総務省の分野でありますけれども、それらとあわせて、この仕組みがしっかりと定着するようにしたい。その中で、試行錯誤もあると思ひますし、委員からの御指摘の事項も念頭に入れながら、参考にはさせていただきたいと思つております。

○中川委員 次に、難民の問題あるいは外国人の受入れということについて議論をしていきたいと思ひます。

今、難民申請の数が急激にふえているんですが、その要因は何かということの説明してもらえますか。

○葉梨副大臣 お答えします。

御指摘のとおり、近年、難民認定申請は急増しております。平成二十九年度の申請数は、前年の一・八倍の一万九千六百二十九人、過去最高です。

国籍の内訳を見ますと、特に数が伸びておりますのがフィリピン、ベトナム及びスリランカです。これらの国々において、ただ、大量の難民、避難民を生じさせるような事情はないんじゃないかなというふうに認識をしています。

難民認定申請時の在留資格内訳を見ますと、観光などを目的とする短期滞在が一万一千三百二十三人、在留資格、技能実習が三千三十七人、在留資格、留学が二千三十六人などとなっています。これら三つの資格で、難民認定申請数全体の八四%を占めています。

そして、この申請の中には、難民の庇護を求めることが主眼ではなくて、我が国での就労などを目的とすると思われる濫用、誤用的な申請が相当数見受けられているものと承知しています。

このように、申請数急増の主な原因は、平成二十二年三月、正規在留者が難民認定申請した場合に、申請から六カ月経過後、一律に就労を許可する運用に変更したことにより、就労を目的とする申請者によつて難民認定制度が濫用、誤用されているものと考えています。

そこで、当省におきましては、真の難民の迅速な保護を図るため、平成二十七年九月の難民認定制度の運用の見直しに続き、難民認定制度の運用のさらなる見直しを行い、本年一月十五日から実施しております。

このような見直しによつて、濫用、誤用的な申請を抑制し、難民認定の迅速適正化を推進し、真

に庇護を必要とする者への迅速な保護を図つてまいりたいと考えています。

○中川委員 再申請に対する基準を厳しくした、だから対応策として評価をしてほしい、こういうことだと思ふんですが、私は、そうした目先の政策でやつていく限り、基本的な問題は解決しないだろうというふうな思ふんです。

海外から来る人たちの多くは、日本で働きたい、出稼ぎとしてやりたいということですね。ところが、日本の今の建前というのは、単純労働は認めないという建前ですから、技能実習という国際貢献という名のもとで受け入れるか、留学生のアルバイトとして受け入れるか、あるいは、ブラジル、チリなんかのいわゆる三世ということ、今度は四世ということになります。そういう形で受け入れるか。これは移民ではありませんよという名のもとに、それこそ大義名分と実態とがかけ離れた政策で走つていっているわけです。

だから、その中にはまだ外国人の人たちというものは、再申請したら日本で滞在できるよという情報が入つたら、留学生をやめて、そして難民申請して、そこで、アルバイトじゃなくて働くというチャンス求めていく。

あるいは、技能実習も、実際、これは職業選択の自由が保障されていませんから、使用者とけんかして、ほかにかわりたい、あるいは、ほかにもっと賃金が高いところがあるということであっても、移動できない。これは人権侵害もいいところだといふふうに批判されています。海外からは、そういう環境の中で、難民申請であればいいんじゃないかといううわさが立つただけで、そこへ向いて殺到するといふふうな現状が出ています。

これは恐らく、難民というところでブレーキをかけても、ほかに、さまざまそうした制度を活用しながら何とか働きたいということを、海外から入ってきた人たちが、特に単純労働につくという人たちは求めてくるんだろうというふうな思ふんです。

そういう制度の欠陥を是正していくという根本的な議論がどこかでないと、私は、実際、海外からの日本で働きたいという人たちの能力というか、彼らのいわゆる人としての、日本の社会にダイナミズムをつくっていく、そういう力になっていくような、そういう形での海外の外国人の受入れというのはできないんだというふうに思うんです。

それをどこがやっていくかということなんです、どこもトータルでやる省庁がないんですね。みんな、自分のところの課題として、厚生労働省、法務省、あるいは今回は国土交通省の方もやり始めてきました。

ということになっていくんです。この現状を、大臣、どのようにお考えでありますか。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

内閣府では、委員御案内のとおり、在留外国人のうち、日本人の子孫として我が国と特別な関係にあることに着目してその受入れが認められて我が国に在留する、いわゆる日系定住外国人に関する施策の推進を担当しているところでございます。

ただ、委員先ほど来述べておられますとおり、いろいろな形での受入れもあろうかと認識してございますので、関係省庁と連携しながら取り組んでいくことが重要だというふうに認識してございます。

○中川委員 松山大臣、びつと反応がなかったんですが、さっきの話を。恐らく、御自身で自覚がないんだと思うんです。私は定住外国人だけのはずなんだけれども、何で私に問い合わせが来るんだろなというぐらいの感覚だと思ひますが。

これは、一番スタートは、多文化共生の担当大臣としてスタートしているんですよ。実は、私はその担当だったんです。そのときに、移民の基本法をつくらうじゃないかということを外に向けて発出したんです。そうしたら、すごい勢いで抗議の電話とファクスが出てきまして、ちよつと役所の中が混乱して、その中で、やれることを静かに

やりますからという周りの皆さんの話で始まったのがこの定住外国人。まずここからやろうということだったんですよ。

そうやってやっているうちに、いつの間にか、いや、担当大臣としては定住外国人だけなんだよという話で今おさまっちゃったんですよ。ということを確認してもらいたいんですよ。

その上で、いつかはこの問題に対して真正面から見詰めて、日本としてどのように国を開いていくか、そして、海外から日本に來たいと言っている人たちを、体系的に、彼らの人権も保障しながら、日本で生きるといふその道筋、日本の社会の中で活躍するといふ道筋もつくりながらトータルで考えていく省庁というのが必要だというふうには思っています。

大臣、幅を広げて、私とその調整と最終的な企画立案をやりますというところまで行きませんか、どうですか。

○松山国務大臣 お答えいたします。

先生御案内のとおり、内閣府は移民政策を所管ということではないというのが現状でございます。移民の法整備あるいは移民庁の設置等の提案についてはコメントできる立場にないというのが現状でございます。

その上で、外国人の受入れ、定住に係る取組、あるいは、さまざまな形で外国人の方々には日本にいらつしやいますので、その辺の配慮という意味では、関係省庁としっかり連携してまた運用していくことが重要だと思ひますし、現状、政府におきましては、先生も御承知だと思ひますが、いわゆる移民政策ということとはとる考えではないというふうに承知いたしております。

先聲担当大臣の中川先生の御意見ですので、貴重な一つの考え方としてしっかり受けとめさせていただきます。

○中川委員 最後に申し上げておきますが、移民政策がないということほど日本にとって危ないことではないと思ひます。次の世代に対して確実に、このままでいつたら禍根を残す。そのときの

行き当たりばったり、御都合主義でこの政策を進めれば、いや、政策はないんだと思ひただけでも、いけば、必ず将来に禍根を残すということだと思ひます。それだけ危機感を共有していただきたいというふうに思ひます。

以上、終わります。

○山際委員長 次に、内閣提出、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（本号末尾に掲載）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（本号末尾に掲載）

○梶山国務大臣 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

国、地方ともに財政状況が極めて厳しい中で、公的負担の抑制を図るとともに、持続可能な良好な公共サービスを実現するためには、さまざまな分野の公共施設等の整備、運営等において民間の資金や創意工夫を活用することが重要であり、それらを活用した多様な特定事業の導入、とりわけ民間の経営原理を導入する公共施設等運営事業を活用することが求められております。

この法律案は、このような状況に鑑み、特定事業の一層の推進と公共施設等運営事業の実施の促進を図るため、特定事業に関する国による支援の強化、公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合の特例の創設及び水道事業等に関する地方公共団体に対して貸し付けられた地方債の繰上償還に係る特例の創設を定めるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、公共施設等の管理者等及び民間事業者が特定事業に係る支援措置等について確認を求めた際に内閣総理大臣が一次的に回答する制度を創設するほか、内閣総理大臣が公共施設等の管理者等に対し特定事業の実施に関し報告を求め、必要に応じ助言や勧告を行うことができることとしております。

第二に、公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合において、公の施設の利用料金における地方公共団体の承認や、公共施設等運営権の移転に伴う指定管理者の再指定における議会の議決について、一定の要件を満たす場合にはそれらを不要とする地方自治法の特例を設けることとしております。

第三に、水道事業及び下水道事業に係る公共施設等運営権を設定した地方公共団体に対し、過去に貸し付けられた当該事業に係る地方債について、補償金を免除し元金償還金のみで繰上償還することを認める特例を時限的に設けることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

以上です。

○山際委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十日金曜日午前八時四十五分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四分散會

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案

促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十五条の三」に改める。
第四条第二項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号として次の一号を加える。

一 公共施設等の整備等に関する事業における前条第一項の規定の趣旨に沿った民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用に関する基本的な事項

第三章第十五条の次に次の二条を加える。

（解釈及び適用の確認等）

第十五条の二 公共施設等の管理者等（第二条第三項第一号に掲げる者を除く。第六項において同じ。）又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、その実施し、又は実施しようとする特定事業に係る支援措置の内容及び当該特定事業に関する規制について規定する法律（法律に基づく命令（告示を含む。）を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定の解釈並びに当該特定事業に対する当該支援措置及び当該規定の適用の有無（次項及び第三項において「支援措置の内容及び」と総称する。）について、その確認を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係る支援措置の内容及び確認がその所掌する事務又は所管する法律に関するものであるときは、遅滞なく、当該求めをした者に回答するものとする。

3 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係る支援措置の内容及び確認が他の関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下この項及び第八十五条において同じ。）の所掌する事務又は所管する法律に関するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。この場合において、当該確認を求められた関係行政

機関の長は、遅滞なく、内閣総理大臣に回答するものとする。

4 前項の規定による回答を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、その回答の内容を当該回答に係る第一項の規定による求めをした者に通知するものとする。

5 内閣総理大臣は、第二項の規定による回答又は前項の規定による通知を行ったときは、その内容を民間資金等活用事業推進委員会に報告するものとする。

6 第二項及び第四項に規定するもののほか、内閣総理大臣は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

7 内閣総理大臣は、前項の規定による助言を行うに際し必要と認めるときは、民間資金等活用事業推進委員会に対し、意見を求めることができる。

（報告の徴収等）

第十五条の三 内閣総理大臣は、特定事業の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、公共施設等の管理者等に対し、実施方針に定めた事項その他の特定事業の実施に関する事項について、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

第二十三条に次の一項を加える。

3 公共施設等運営権に係る公共施設等が地方自治法第二百四十四条第一項に規定する公の施設（以下この項及び第二十六条第五項において単に「公の施設」という。）であり、かつ、公共施設等運営権者が同法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者（第二十六条第五項において単に「指定管理者」という。）として当該公の施設を管理する場合（同法第二百四十四条の二第五項の規定により定められた期間が当該公共施設等運営権の存続期間を超えない場合に限り。）において、前項の規定により定められた当該公

共施設等の利用料金が第十八条第一項の条例（利用料金の範囲その他利用料金に関して利用者の利益を保護するために必要なものとして内閣府令で定める事項を定めるものに限る。）において定められた利用料金に関する事項に適合し、かつ、当該公共施設等の利用料金を当該公の施設に係る同法第二百四十四条の二第八項の場合における利用料金として定めることが同条第九項の条例の定めるところに適合するとき、当該公共施設等の利用料金を当該公の施設に係る同条第八項の場合における利用料金として定めることについては、同条第九項後段の規定は、適用しない。

第二十六条の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 公共施設等運営権に係る公共施設等が公の施設であり、かつ、第二項の許可を受けて当該公共施設等運営権を移転した者が、その移転の際、指定管理者として当該公の施設を管理していた場合において、当該移転を受けた者を当該公の施設の指定管理者として指定するとき（前項ただし書の特別の定めがある場合であつて、地方自治法第二百四十四条の二第五項の規定により定められる期間が当該公共施設等運営権の存続期間を超えない場合に限り。）における同条第六項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、第三項の条例に特別の定めがある場合は、この限りでないものとし、この場合には、当該普通地方公共団体の長は、指定管理者の指定後遅滞なく、当該指定について当該議会に報告しなければならない」とする。

附則第四条を次のように改める。

（水道事業等に係る旧資金運用部資金等の繰上償還に係る措置）

第四条 政府は、平成三十年年度から平成三十五年度までの間に、次の各号に掲げる地方公共団体から、平成九年一月三十一日までに当該地方公

共団体に対して貸し付けられた旧資金運用部資金（資金運用部資金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十九号）第一条の規定による改正前の資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）第六条第一項に規定する資金運用部資金をいう。以下この項において同じ。）又は平成九年三月三十一日までに当該地方公共団体に貸し付けられた旧公営企業金融公庫資金（地方公共団体金融機構法平成十九年法律第六十四号）附則第九条第一項の規定による解散前の公営企業金融公庫の資金をいう。以下この項において同じ。）であつて、年利三パーセント以上のもののうち、水道事業等（水道法（昭和三十三年法律第七十七号）による水道事業若しくは水道用水供給事業又は下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による公共下水道若しくは流域下水道の用に供する施設に関する事業をいう。以下この項において同じ。）に係る公共施設等（次の各号に規定する水道事業等公共施設等運営権条例に基づいて設定された公共施設等運営権に係るものに限る。）の建設、改修、維持管理又は運営（以下この項において「建設等」という。）に充てられた金額（当該金額が明らかでないときは、当該公共施設等の建設等に要した費用その他の事情を考慮して内閣府令・財務省令・財務省令で定める基準により算定した金額）に相当するもの（以下この条において「対象貸付金」という。）について繰上償還を行おうとする旨の申出があつた場合において、当該地方公共団体の水道事業等の経営の健全化が特に必要であり、かつ、当該地方公共団体から水道事業等に係る公共施設等運営事業に関し政令で定める事項を定めた計画が提出され、当該計画の内容が当該地方公共団体の水道事業等の健全かつ効率的な運営に相当程度資するものであると認めるときは、政令で定めるところにより、当該申出に係る対象貸付金が旧資金運用部資金であるときは限度額を限度として繰上償還に充ずるものとし、当該申出に係る対象貸付金が旧公

営企業金融公庫資金であるときは地方公共団体金融機構に対して限度額を限度として繰上償還に應ずるよう要請するものとする。

一 平成二十九年年度までに水道事業等に係る公共施設等運営権に関する第十八条第一項の条例(次号及び次項第一号において「水道事業等公共施設等運営権条例」という。)を定めており、これに基づいて平成三十年年度から平成三十二年度までの間に水道事業等に係る公共施設等運営事業が開始された地方公共団体

二 平成三十年年度から平成三十三年度までの間に水道事業等公共施設等運営権条例を定めた地方公共団体

2 前項に規定する「限度額」とは、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額をいう。

一 前項第一号に掲げる地方公共団体又は同項第二号に掲げる地方公共団体(平成三十年年度又は平成三十一年度水道事業等公共施設等運営権条例を定めたものに限る。) 対象貸付金の残高又は当該公共施設等運営権の設定の対価として当該地方公共団体が収受した金銭(第二十條の規定により徴収した金銭を含み、定期に又は分割して収受すべきときは、その最初に収受した分に限る。)の額のいずれか少ない額

二 前項第二号に掲げる地方公共団体(前号に掲げるものを除く。) 前号に定める額の二分の一に相当する額

3 第一項の場合において、政府は、繰上償還に應ずるために必要な金銭として対象貸付金の元金償還金以外の金銭を受領しないものとする。

4 前項の規定は、地方公共団体金融機構が第一項の規定に基づく政府の要請により繰上償還に應ずる場合について準用する。

附則 附則第五条から第十七条までを削る。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超

えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の改正規定及び附則第五条から第十七条までを削る改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 (特別会計に関する法律の一部改正)
特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条の三の見出し中「投資勘定の歳出の特例」を「繰入れ並びに歳入及び歳出の特例」に改め、同条中「繰入金」の下に「及び第一項の規定による同勘定から財政融資資金勘定への繰入金」を加え、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

附則第十条第三項に規定するもののほか、平成三十年年度から平成三十五年までの間においては、地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律百十七号)附則第四条第一項に規定する繰上償還を行おうとする旨の申出がなかったとした場合に同会計の財政融資資金勘定において生じていたと見込まれる運用利殖金に相当する額を補填するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、同会計の投資勘定から財政融資資金勘定に繰り入れることができる。

2 第五十三条第一項の規定によるほか、前項の規定による財政投融資特別会計の投資勘定から財政融資資金勘定への繰入金は、同勘定の歳入とする。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成三十年年度の予算から適用し、平成二十九年年度の収入及び支出並びに同年

度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

理由

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、公共施設等運営権者が地方自治法上の公の施設の指定管理者を兼ねる場合の利用料金に関する特例等を創設するとともに、内閣総理大臣に対する特定事業に係る支援措置の内容等の確認に係る制度を設ける等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。